

2026年10月1日

求職活動等に対するセクシャルハラスメント対策について

セントラル総合開発株式会社およびセントラルライフ株式会社(以下、「当社グループ」という)における採用活動(インターンシップ等を含む)において、求職活動等におけるセクシャルハラスメント防止および発生時の適正な対応を定め、健全で公正な採用活動を推進いたします。

当社は、採用段階において、厚生労働省が定める「求職者等に対するセクシャルハラスメント防止指針」に基づき、以下の方針を定めます。

【基本方針】

- ①求職者等に対するセクシャルハラスメント行為を一切容認いたしません。
- ②被害の申告を受けた場合は、迅速かつ公正に調査・対応いたします。
- ③通報・相談を行った者が不利益を受けないよう最大限配慮いたします。
- ④採用関係者に防止教育を行い、理解の徹底を図ります。

【求職活動における当社グループのルール】

求職者等の募集から採用に至るまでの一連の過程において、会社の従業員が遵守すべき事項を次のように定めます。

- ①求職者等と面談を行う場合は、原則として勤務時間内および社内で行います。
(オンラインで実施することやカフェ等のオープンテラスで行う場合もあります。)
- ②採用面接は複数人で実施いたします。
- ③求職者等との連絡は、従業員の私用の携帯電話でのやり取りは行いません。
また、メールは会社のメールアドレスのみといたします。
- ④従業員に当社のルールを周知・徹底するための研修等を実施いたします。

【相談窓口】

当社の採用活動において、万が一、従業員からセクシャルハラスメントの被害を受けた場合は、以下の相談窓口までご連絡ください。

ご相談にあたっては、相談者のみならず、関係者のプライバシーにも十分配慮し公正に対応します。

(相談窓口)

- ①専用電話 0120-200-732(対応時間 平日の 9:00～18:00)
- ②専用メール tsuuhousyanai@central-gd.co.jp
- ③郵便宛先 〒102-8125
東京都千代田区飯田橋三丁目3番7号 秋穂セントラルビル4階
セントラル総合開発株式会社 総務部 内部通報相談窓口